

平成 30 年度神戸市バリアフリー住宅改修補助事業【概要】

●補助の対象となる世帯

- ①神戸市にお住まいで、自らが住む住宅をバリアフリー化しようとする満 65 歳以上の高齢者がいること。
- ②世帯全員が要支援または要介護認定を受けていないこと。（「介護事業対象者」の方はお申込みできます。）
- ③世帯の年収が右表に定める年収であること。
- ④市民税を滞納していないこと。



世帯種別	世帯の年収
高齢単身世帯 (65 歳以上)	総所得 220 万円未満 または 年金収入＋その他総所得 ＝340 万円未満
高齢夫婦世帯 (夫婦のいずれか、ま たは両方が 65 歳以上)	総所得 220 万円未満 または 年金収入＋その他総所得 ＝463 万円未満
上記以外の世帯	総所得 510 万円未満

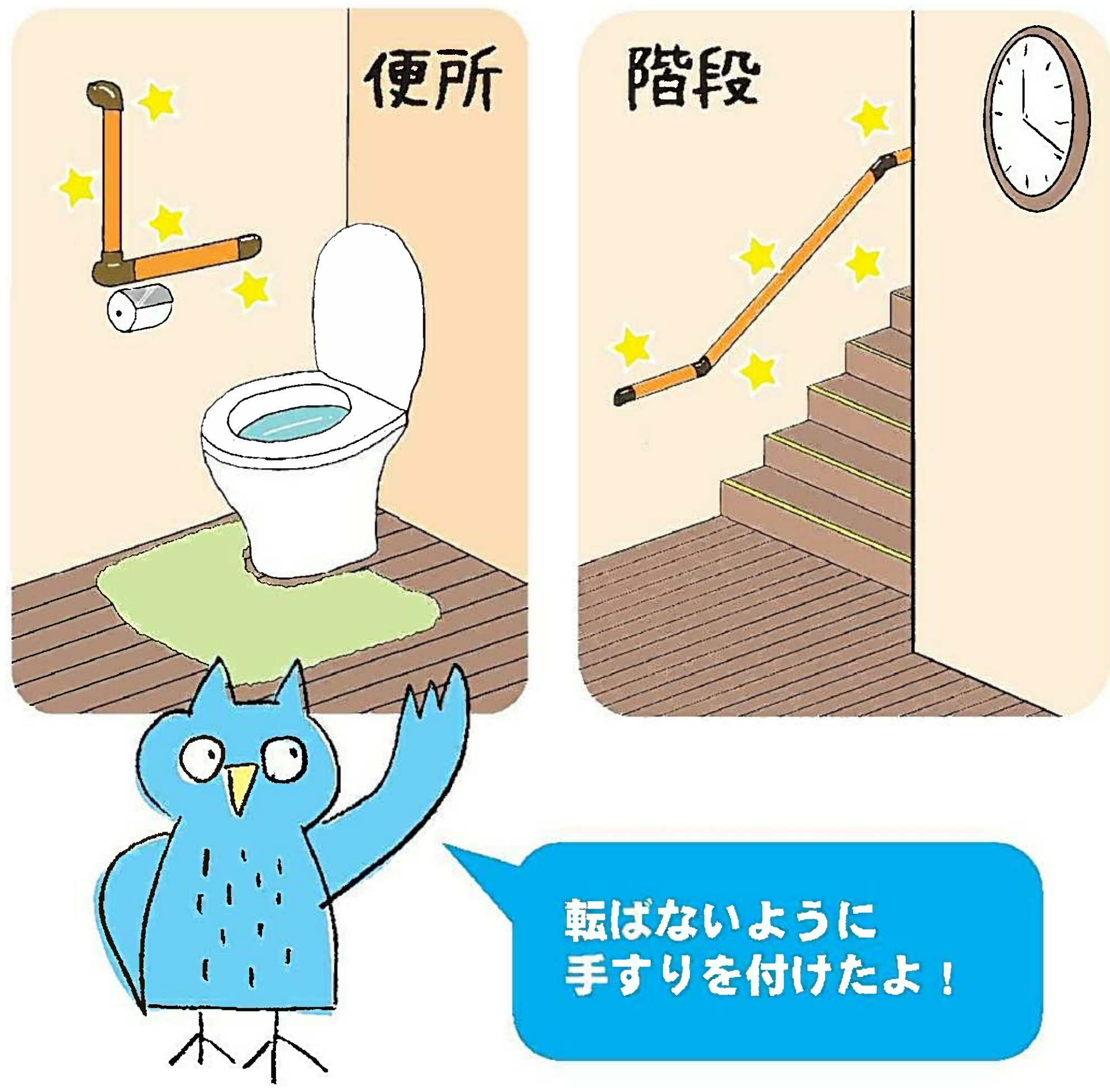
●補助の対象住宅

- ①対象世帯が居住する神戸市内の既存住宅。
- ②戸建住宅・共同住宅、専用住宅・併用住宅、持ち家、借家は問いません。
- ③共同住宅の場合は、専有部分のみを対象とします。また、併用住宅の場合は、専ら居住の用に供する部分を対象とします。

●補助対象箇所と補助対象工事

- ①対象となる世帯がお住まいの住宅における、下記のバリアフリー改修工事で、必ず補助金の交付決定日以降に工事契約し、**平成 31 年 1 月 31 日**までに実績報告書を提出できるもの。
- ②必ず施工業者と書面にて契約等を行うこと。
- ③「神戸市の住宅設計基準（コデス）」を参考とすること。

対象箇所	対象工事（既設の取替えは対象外）
浴室	手すりの取り付け※2 段差解消※3
脱衣室（洗面所）	手すりの取り付け 段差解消※3
便所	手すりの取り付け 段差解消※3
廊下	手すりの取り付け 段差解消※3
階段	手すりの取り付け 滑り止めの取り付け
玄関※1	手すりの取り付け 段差解消※4



- ※1：道路から玄関までの通路・階段を含む。
- ※2：浴室に新設する手すりの取り付けは 3 箇所までを対象とする。
- ※3：すり付け板を除く。
- ※4：踏み台で対応する場合は固定すること。

●補助金額

- ①市民税課税世帯
対象工事費（上限 18 万円）の **1/3** を補助 **（最大 6 万円）**
- ②市民税非課税世帯
対象工事費（上限 18 万円）の **2/3** を補助 **（最大 12 万円）**

